

川崎都市計画素案説明会

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
ほか関連案件等

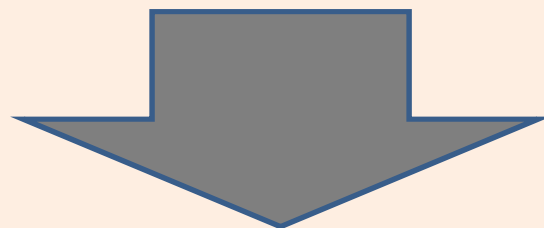


- ①川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針の変更
- ②川崎都市計画 都市再開発の方針の変更
- ③川崎都市計画 住宅市街地の開発整備の
方針の変更
- ④川崎都市計画 防災街区整備方針の変更
- ⑤川崎都市計画 区域区分の変更
- ⑥川崎都市計画 用途地域の変更
- ⑦川崎都市計画 高度地区の変更
- ⑧川崎都市計画 防火地域及び準防火地域の変更

- ①日時：令和6年4月20日（土）午前10時30分から正午
場所：川崎市役所本庁舎2階ホール
- ②日時：令和6年4月22日（月）午後7時から午後8時30分
場所：麻生区役所総合庁舎4階第1、2会議室
- ③日時：令和6年4月25日（木） 午後7時～午後8時30分
場所：川崎市立小杉小学校体育館

正式名称

都市計画区域の**整**備、**開**発及び**保**全の方針



略称

せい かい ほ
整開保

1 計画体系

概要資料
2ページ

都市計画に関する方針

都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針（整開保）

都市再開発の方針

住宅市街地の開発整備の方針

防災街区整備方針

即す

個別の都市計画

区域区分

地域地区

都市施設

市街地開発事業

／等

1 計画体系

概要資料
2ページ

都市計画に関する方針

都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針（整開保）

都市再開発の方針

住宅市街地の開発整備の方針

防災街区整備方針

即す

個別の都市計画

区域区分

市街化区域
と
市街化調整
区域
を区分

／等

1 計画体系

概要資料
2ページ

個別の都市計画

区域区分

地域地区

都市施設

市街地開発事業

／等

用途地域



1 計画体系

概要資料
2ページ

個別の都市計画

区域区分

地域地区

都市施設

市街地開発事業

／等



道路



駅前広場



公園

1 計画体系

概要資料
2ページ

個別の都市計画

区域区分

地域地区

都市施設

市街地開発事業

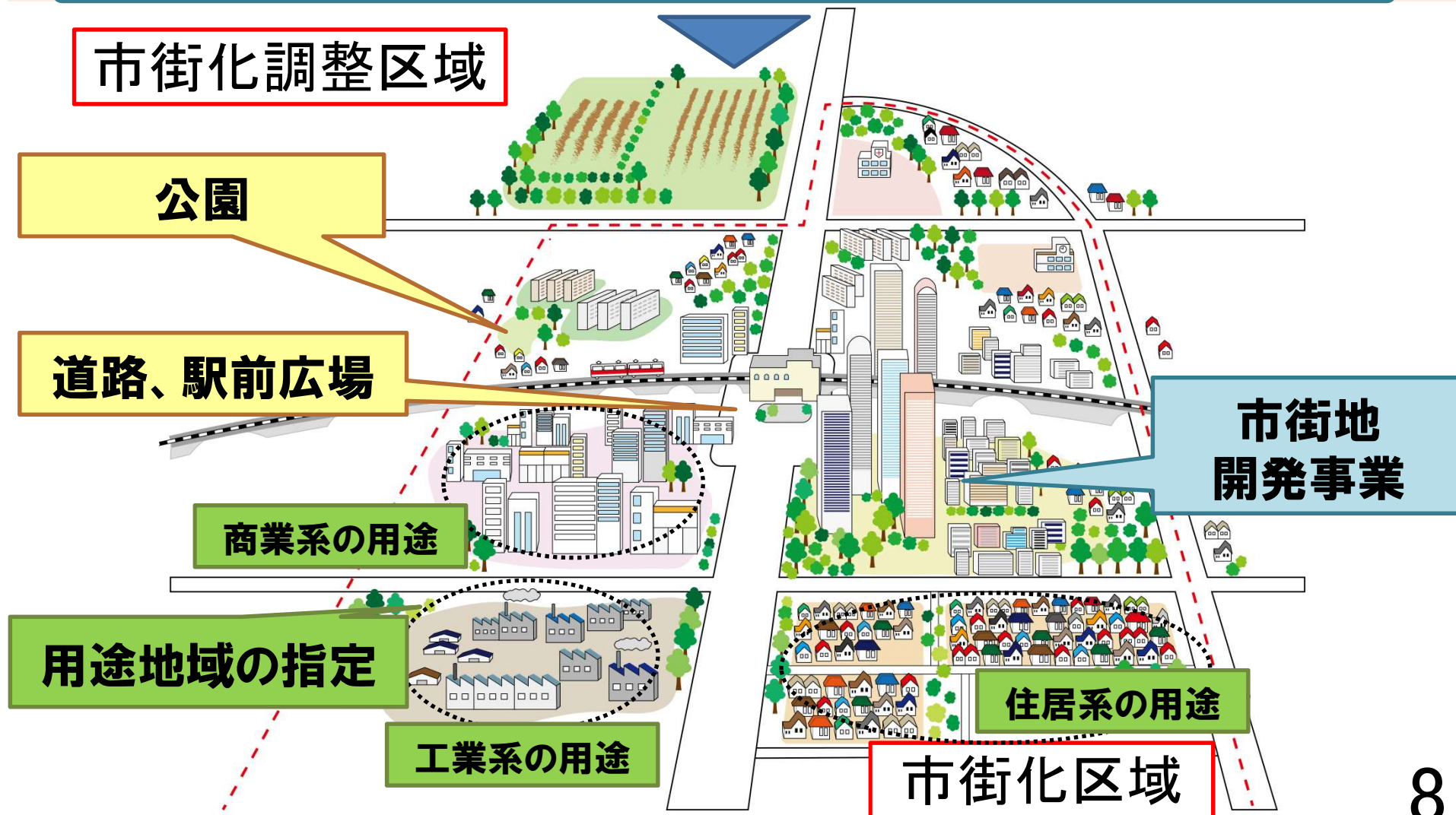
／等



第1種市街地再開発事業
小杉町3丁目東地区

1 計画体系

整開保等の都市計画に関する方針



1 計画体系

概要資料
2ページ

都市計画に関する方針

都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針(整開保)

都市再開発の方針

住宅市街地の開発整備の方針

防災街区整備方針

即す

個別の都市計画

区域区分

地域地区

都市施設

市街地開発事業

／等

※ 赤文字部分は「整開保」等に該当する項目

2 経緯

・昭和45年 6月： 当初決定（神奈川県）

・神奈川県が都市計画法に基づき「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」を決定

見直しの経過	
当初策定	昭和45年
第1回見直し	昭和52年
第2回見直し	昭和59年
第3回見直し	平成2年
第4回見直し	平成9年
第5回見直し	平成15年
第6回見直し	平成21年
第7回見直し	平成29年
今回見直し	令和7年3月予定

2 経緯

概要資料
2ページ

・平成24、27年： 決定権限移譲（神奈川県⇒川崎市へ）

・平成24年4月：

「都市再開発の方針」

「住宅市街地の開発整備の方針」

「防災街区整備方針」

「区域区分」

の権限移譲

・平成27年6月：

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

の権限移譲

・令和4年 3月

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等
見直しの検討に着手

・令和5年 3月

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等
の見直しの基本的考え方(区域区分の基本的基
準を含む)」を策定

・令和6年 3月

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等
見直し素案の策定

3 今回見直しの基本的な考え方

概要資料
3ページ

(1) 川崎市総合計画との整合

(2) 都市づくりを取り巻く環境変化への対応

(3) 国・県・本市のまちづくりに関する動向への対応

3 今回見直しの基本的な考え方

概要資料
3ページ

(1) 川崎市総合計画との整合

(2) 都市づくりを取り巻く環境変化への対応

(3) 国・県・本市のまちづくりに関する動向への対応

令和4年3月 「川崎市総合計画 第3期実施計画」 策定
⇒ 令和7年3月(予定) 「整開保」等 第8回見直し

3 今回見直しの基本的な考え方

概要資料
3ページ

(1) 川崎市総合計画との整合

(2) 都市づくりを取り巻く環境変化への対応

(3) 国・県・本市のまちづくりに関する動向への対応

- ・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展
- ・新型コロナウイルス感染症による生活の変化
- ・社会のデジタル化の進展
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組の進展
- ・自然災害の激甚化・頻発化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた政策の推進

3 今回見直しの基本的な考え方

概要資料
3ページ

(1) 川崎市総合計画との整合

(2) 都市づくりを取り巻く環境変化への対応

(3) 国・県・本市のまちづくりに関する動向への対応

- ・法律の改正（例：都市再生特別措置法等の一部改正）
- ・横浜市高速鉄道3号線延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）の事業化判断
- ・JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う大規模土地利用転換

4 主な見直しのポイント

- ①臨海部ビジョン等を踏まえた臨海部の大規模土地利用転換への対応に関する記載を追加
- ②横浜市高速鉄道3号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導に関する記載を追加
- ③コンパクトで効率的なまちづくりによる少子高齢化や人口減少への対応を追加
- ④脱炭素社会への対応を踏まえ記載を見直し
- ⑤自然災害リスクを踏まえた居住誘導等の記載を追加
- ⑥10年以内に整備等を予定する主要な施設を、道路や鉄道等の関連計画を踏まえ更新

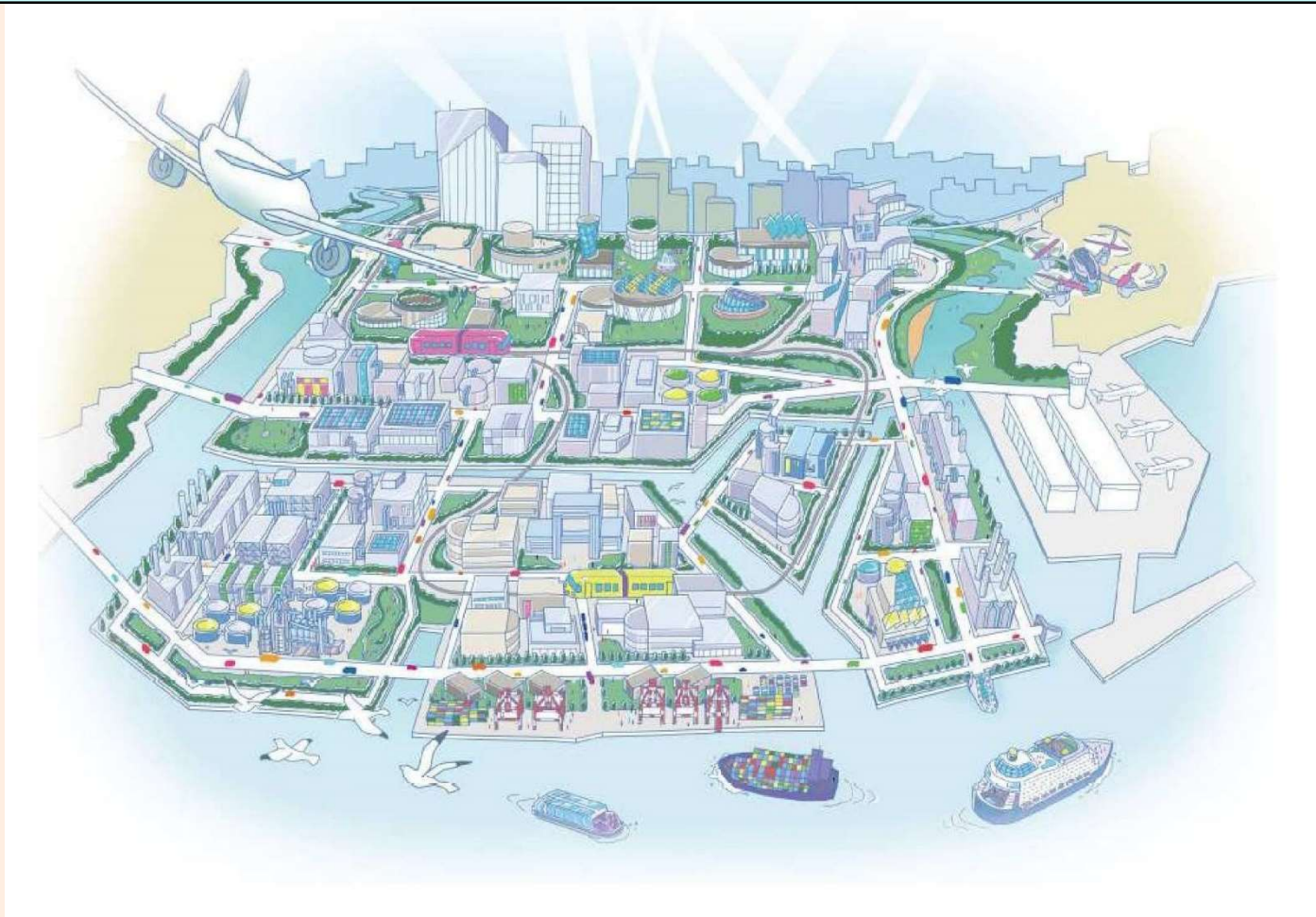
4 主な見直しのポイント

概要資料
3ページ

見直しのポイント①

臨海部ビジョン等を踏まえた臨海部の大規模土地利用転換への対応

川崎臨海部の30年後の目指す将来イメージ



出典：臨海部ビジョン[リーディングプロジェクト2023年6月改定](令和5(2023)年6月)

4 主な見直しのポイント

概要資料
3ページ

見直しのポイント①

臨海部ビジョン等を踏まえた臨海部の大規模土地利用転換への対応

扇島地区の土地利用概成時のイメージ



出典：JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針（令和 5（2023）年8月）

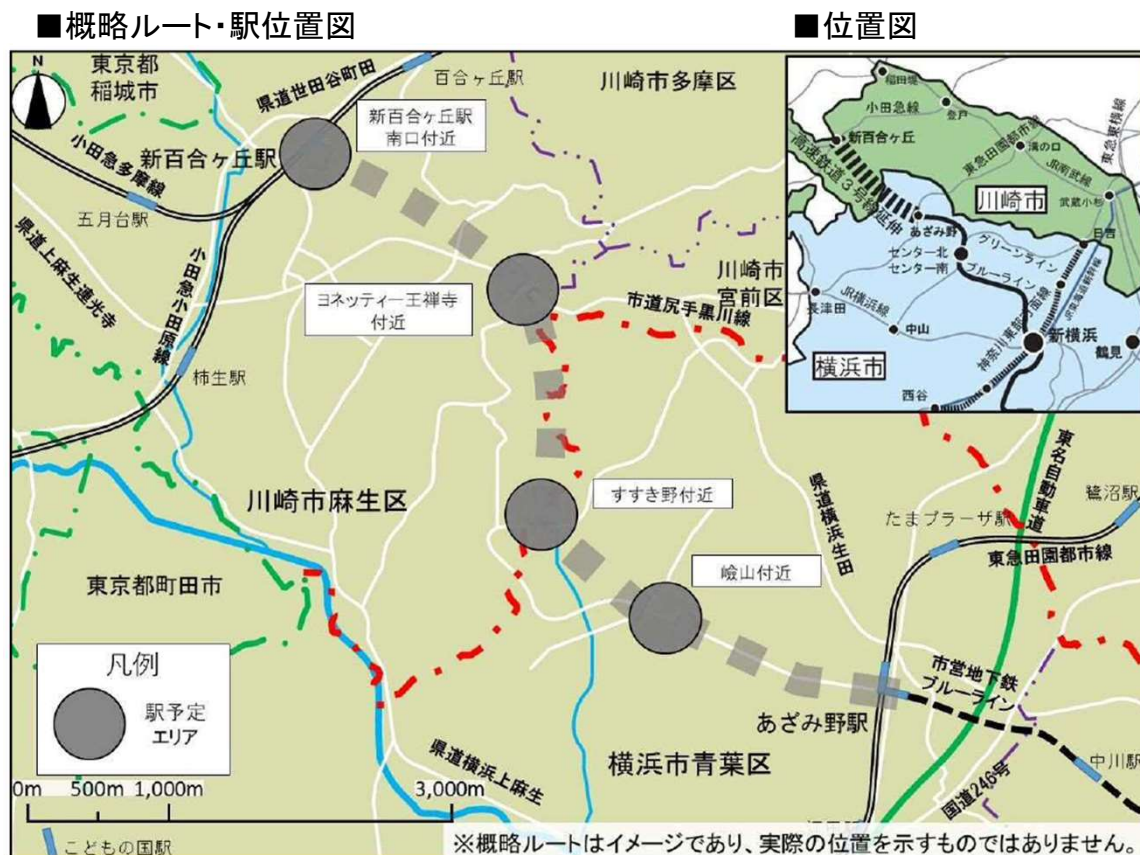
4 主な見直しのポイント

見直しのポイント②

横浜市高速鉄道3号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導

横浜市高速鉄道3号線の延伸「あざみ野～新百合ヶ丘」
概略ルート・駅位置の決定

概要資料
3ページ

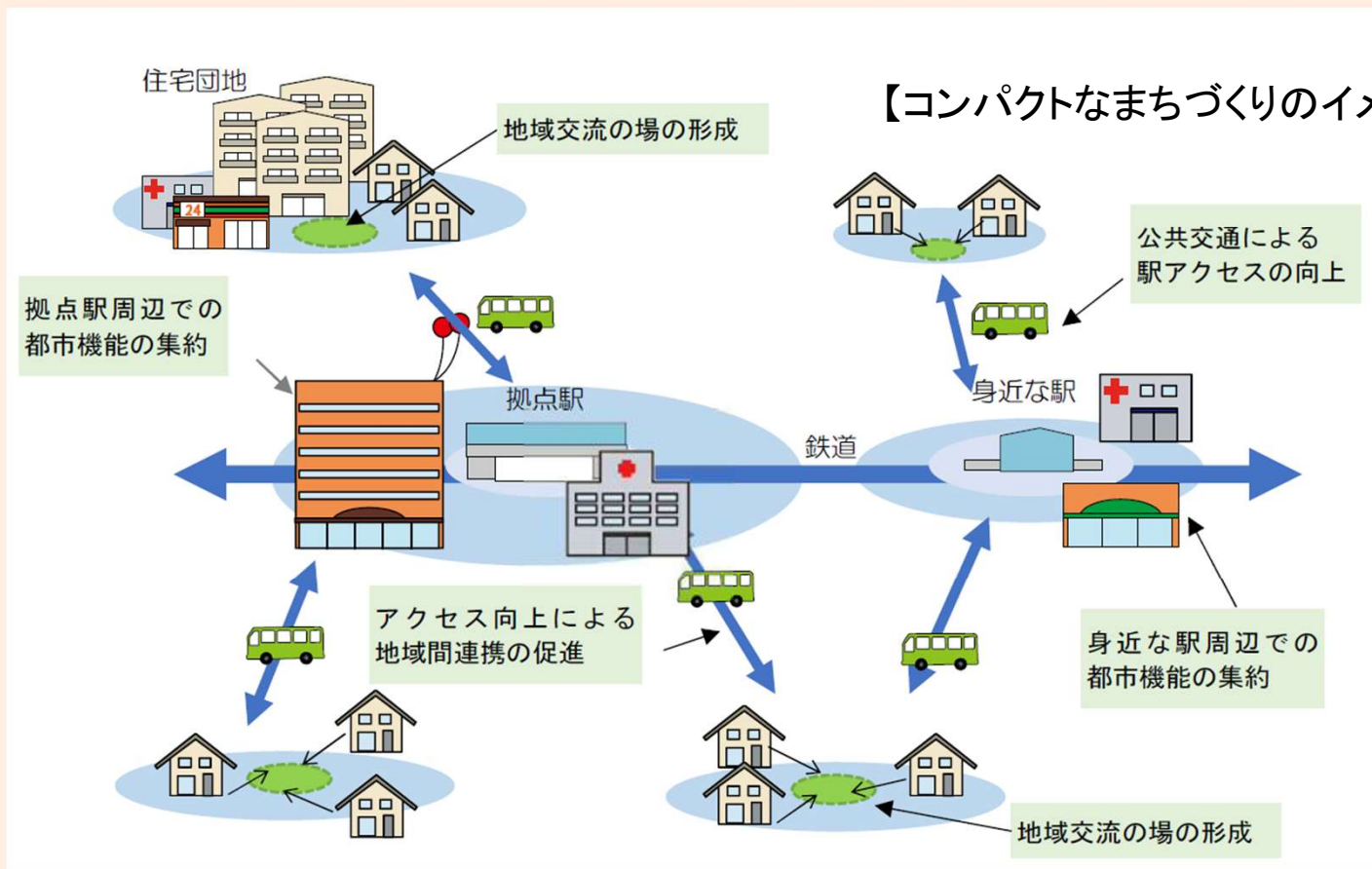


4 主な見直しのポイント

見直しのポイント③

コンパクトで効率的なまちづくりによる少子高齢化や人口減少への対応

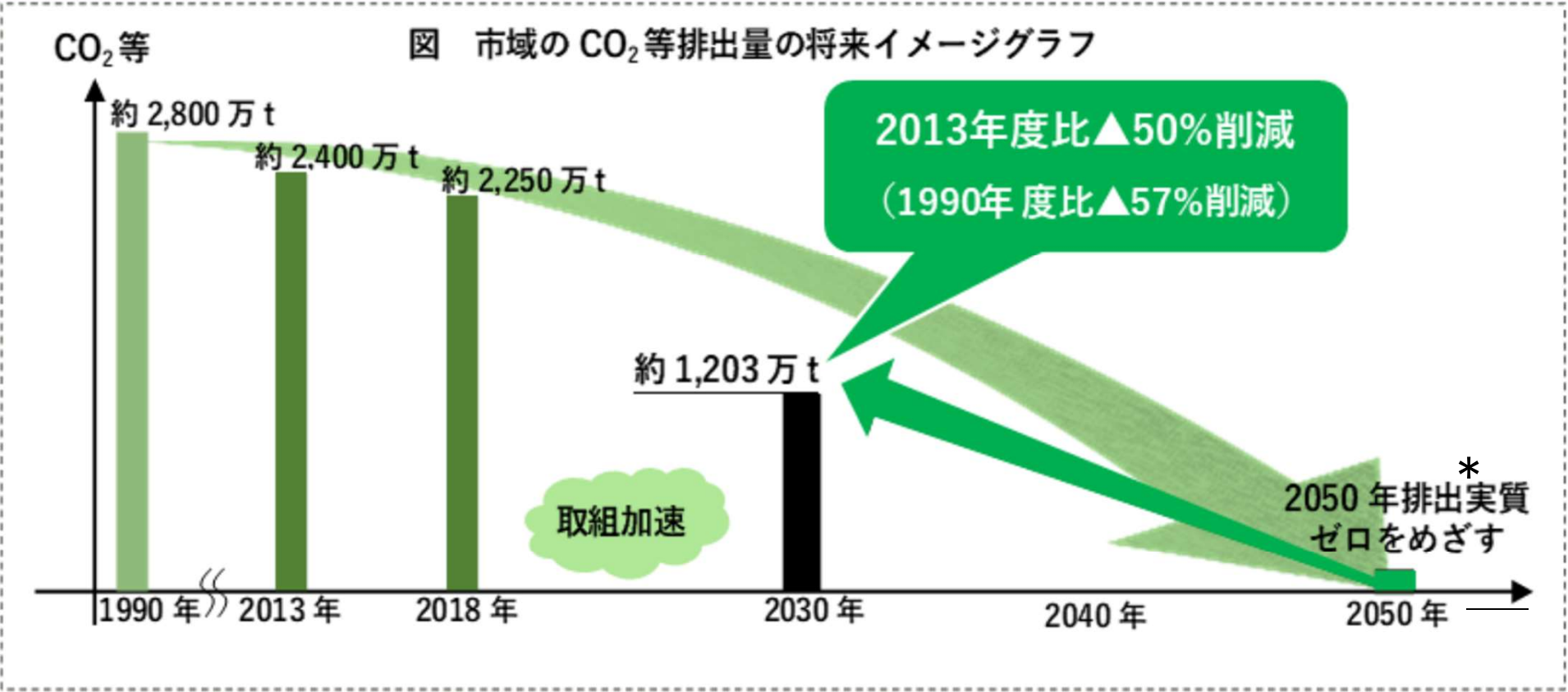
概要資料
3ページ



4 主な見直しのポイント

見直しのポイント④

脱炭素社会への対応を踏まえ記載を見直し
脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入



出典: 川崎市地球温暖化対策推進基本計画(令和 4(2022)年3月)
*実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすもの

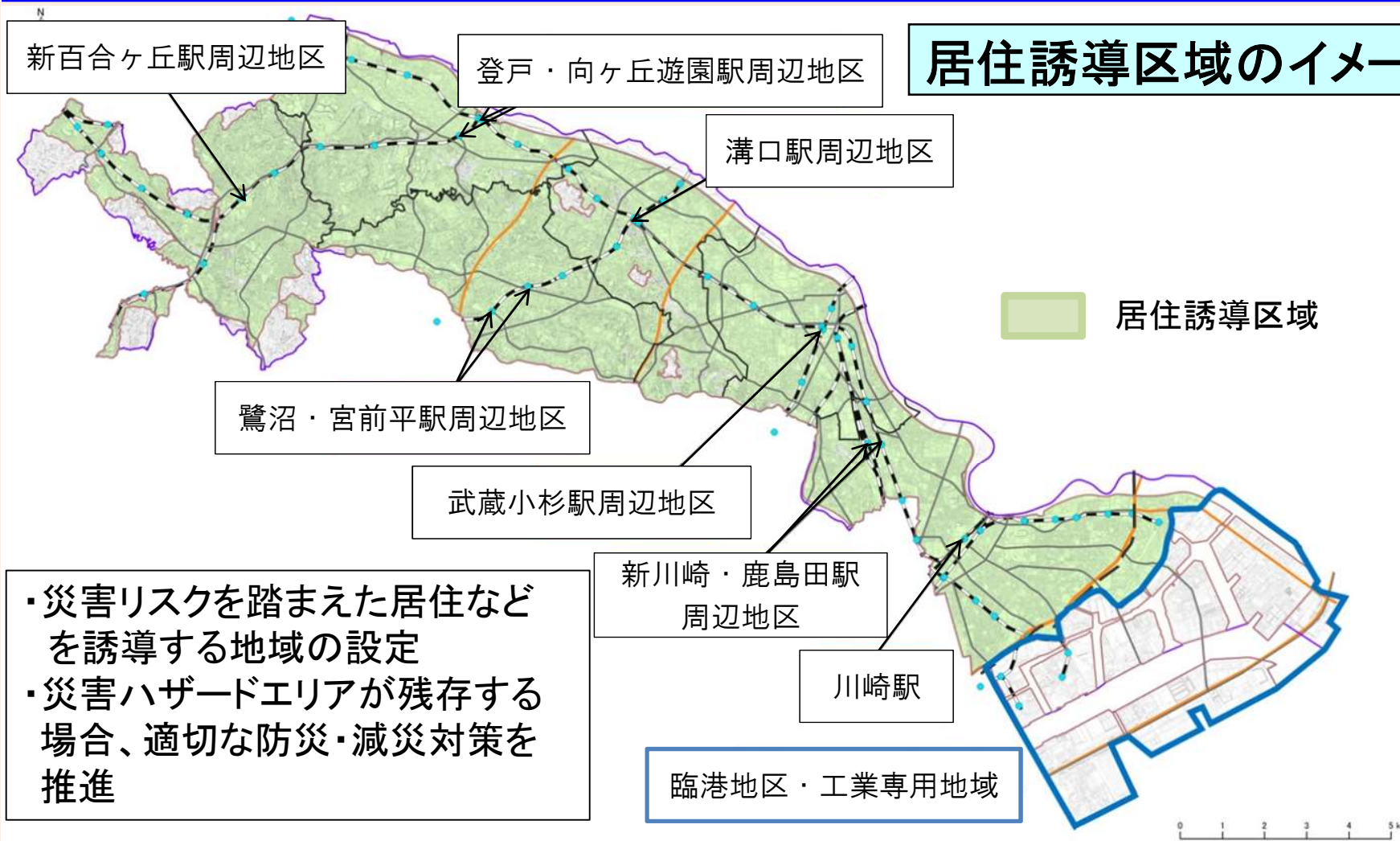
4 主な見直しのポイント

見直しのポイント⑤

概要資料
3ページ

自然災害リスクを踏まえた居住誘導等の記載を追加

居住誘導区域のイメージ



4 主な見直しのポイント

見直しのポイント⑥

10年以内に整備等を予定する主要な施設を、道路や鉄道等の関連計画を踏まえ更新

概要資料
3ページ



川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更等の素案について

5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)の 概要について

5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案) の概要について

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

- 広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、地域の発展の動向や人口の現状、将来の見通し等を勘案して、長期的な視野に立った都市計画区域の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにする
- 区域区分や主要な都市計画の決定の方針を定める
- おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設等を定める

5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案) の概要について

(2) 主な構成

■ 都市計画の目標

■ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

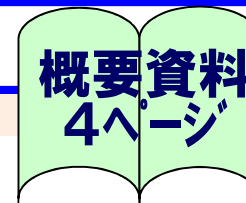
■ 主要な都市計画の決定の方針

- **土地利用**に関する方針
- **都市施設の整備**に関する方針
- **市街地開発事業**に関する方針
- **自然的環境の整備又は保全**に関する方針
- **環境配慮**に関する方針
- **都市防災**に関する方針

5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)の概要について

(3) 主な内容（都市計画の目標）

都市づくりの基本理念



《めざす都市像》

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

《まちづくりの基本目標》

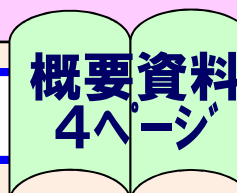
「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

《基本政策》

- ア 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- イ 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- ウ 市民生活を豊かにする環境づくり
- エ 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- オ 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)の概要について

(3) 主な内容（都市計画の目標）



地域毎の市街地像

《**広域拠点**》 川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区

恵まれた都市基盤の活用と都市機能の集積や更新による魅力にあふれる拠点の形成をめざす

《**地域生活拠点**》 新川崎・鹿島田駅周辺地区、溝口駅周辺地区、鷺沼・宮前平駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区

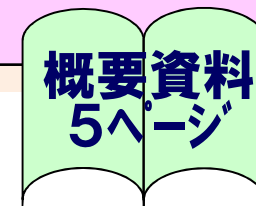
商業、業務、都市型住宅等の機能の集積と安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集積し、個性を活かした拠点の形成をめざす

《**臨空・臨海都市拠点等**》 殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域、扇島地区

首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、高度な研究開発・生産・エネルギー・物流機能の集積といった優れたポテンシャルを活かし、ライフサイエンス分野の集積や大規模土地利用転換を契機とした産業の強靱化を実現する機能集積とこれらを支える基盤整備を確実に進め、我が国の重点課題の解決に資する活力ある拠点の形成をめざす

5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)の概要について

(3) 主な内容 (主要な都市計画の決定の方針)



《土地利用に関する方針について》

- ・広域拠点や地域生活拠点等の都市機能の集積
- ・臨海部の大規模土地利用転換への対応
- ・横浜市高速鉄道3号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導

《都市施設の整備や市街地開発事業に関する方針について》

- ・鷺沼駅南口駅前広場等を10年以内に整備等を予定する主要な施設に設定
- ・市街地開発事業による鉄道駅周辺等の駅アクセスの向上や都市機能の向上

《自然的環境の整備又は保全や環境配慮に関する方針について》

- ・緑の総量の目標を都市計画区域の30%以上(樹林地、農地、公園緑地等)
- ・様々な都市機能の集積の促進等による、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりの推進

《都市防災に関する方針について》

- ・自然災害リスクを踏まえた居住や都市機能を誘導する地域の設定及び区域内に災害ハザードエリアが残存する場合における適切な防災・減災対策の推進